

# 「ひろしまジュニア国際フォーラム航空券等手配及び案内業務」委託仕様書

## 1 概要

### (1) 委託業務の名称

ひろしまジュニア国際フォーラム航空券等手配及び案内業務

### (2) 業務の概要

令和6年8月14日（水）から8月18日（日）までの期間に開催されるひろしまジュニア国際フォーラムの海外からの参加者（海外高校生、19か国20名（予定））について、次の出発地から到着地までの旅行に必要な往復海外航空券及び日本国内の移動にかかる切符の手配、日本国内空港での乗換案内や広島発着時の案内、並びに参加者の出国日から帰国日までを対象とする海外旅行保険を手配すること。また、日本国内から参加する外国人高校生（国内外国人高校生）20名（予定）について、広島発着時に、広島空港および広島バスセンター、または広島駅からホテル間の案内をすること。

① 出発地 参加者の国の首都又は省・州の最寄りの国際空港

② 到着地 宿泊施設（広島市中区）

### (3) 海外からの参加者（海外高校生）一覧

出発地	国・地域数	参加者数	国・地域名（予定）
① 首都の最寄りの空港	13	13	カンボジア、タイ、モルディブ、マレーシア、アルメニア、ヨルダン、フィリピン、インドネシア、ラオス、インド、ウズベキスタン、ベトナム、パナマ
② 省・州・道都の最寄りの空港	6	7	中国・四川省、アメリカ・ハワイ州、メキシコ・グアナファト州、韓国・慶尚北道、ドイツ・ベルリン、イタリア・ミラノ2名

※入札時点において、参加者（海外高校生）は募集手続中のため、記載している国・地域名のほか、出発地、参加者数等は、過去の実施状況等を参考とした見立のものである。参加者決定後、委託料を変更する必要性が生じた場合は、仕様書を変更の上、変更契約を締結する予定である。

### (4) 適用範囲

本契約の受注者は当仕様書のほか、委託契約書に定められたところにより業務を実施する。

### (5) 委託料

委託料の支払及び契約変更については、次のとおりとする。

#### ① 支払方法

海外旅行保険料については概算払いとし、その他の経費については、完了検査終了後精算し、残額を支払う。

#### ② 委託契約の変更

参加者確定後、人数変更もしくは出発地変更により委託料を変更する必要性が生じた場合は、変更契約を締結する予定である。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年8月30日（金）まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 出発地から到着地までに要する航空券等の確保

#### ① 利用空港について

出発地は上記1(3)のとおり、13名は首都の最寄りの空港、7名は省・州・道の最寄りの空港とする。また、日本国内の利用空港については、原則、広島空港を利用することとするが、到着地までの経費が広島空港を利用する場合よりも安価となる場合は、広島空港以外の空港を選定してもよいこととする。

#### ② 往路における出発日（出発地）及び帰路における出発日（到着地）について

往路については、原則として、令和6年8月13日（火）に到着地に到着できる航空券等を手配することとし、帰路については、令和6年8月18日（日）午後または19日（月）に到着地を出発し、搭乗できる航空券等を手配すること。なお、乗り継ぎや予約状況等により、これによらないフライトとなる場合は、発注者と協議し決定すること。

#### ③ フライト内容（離発着時刻や乗り継ぎ）について

参加者の負担をある程度考慮したものとする。経済的な航空券とすること。経由地が極端に多い（3回以上）、離発着時刻が極端に早朝・深夜になる（23時～5時）等のフライトは可能な限り避けることとし、乗継時間も適正なフライトとすること。乗り継ぎが発生する場合は、第三国の査証取得が必要ないような経路とすること。また、成田空港発着便利用の場合は、できる限り成田空港から羽田空港への陸路移動を避け、広島～成田便を利用すること。

### (2) 参加者への航空券等の送付及びその他の事務連絡

参加者は、概ね15歳から18歳までの学生である。

参加者の連絡先は、発注者がリストにまとめ受注者に送付するので、航空券や海外旅行保険の内容、旅行日程等を英語で記載し、電子メールで参加者に伝達すること。航空券のEチケットは事前に電子メールで参加者に送付することとし、他のリムジンバスやJR等のチケットについては、事前に郵送等で参加者に送付するか、もしくは参加者が日本の空港に到着した時に手渡すこと。

### (3) 参加者への情報提供

参加者が不安なく広島に到着できるよう、移動に際しての留意点を伝えること。特に、国際空港におけるトランジットの方法や日本国内における到着空港から宿泊先までの移動方法、パスポート及び日本滞在許可の有効期限、荷物の許容量等については、詳細な情報を提供すること。

### (4) 日本国内空港等での乗換案内（国内外国人高校生含む）

引率者（交通費自己負担で任意参加）が随行しない参加者のため、日本国内の到着・出発空港等にスタッフを配置し、以下のとおり参加者に随行すること。なお、複数の参加者が同じルートを利用する場合、複数人まとめて随行することは可能だが、空港等で長時間（概ね1時間以上）待機することのないよう配慮すること。また、引率者が随行する場合においても、乗換ルートや引率者の切符購入方法などについて、到着時に情報提供すること。

ア 広島空港～広島バスセンター間をリムジンバスで移動する場合（国内外国人高校生含む）

（広島到着時）空港到着後、リムジンバスに乗車するまでの随行。

- (広島出発時) 空港到着後、チェックインの支援及び出発ゲートまでの随行。
- イ 到着空港～広島駅間を新幹線等で移動する場合(例:福岡空港、関西空港など)  
(日本到着時) 空港到着後、新幹線に乗車するまでの随行。  
(日本出発時) 新幹線降車後、空港までの随行とチェックイン支援及び出発ゲートまでの随行。
- ウ 成田空港～羽田空港間をリムジンバスで移動する場合  
(日本到着時) 成田空港到着後、リムジンバスに乗車するまでの随行と、羽田空港でリムジンバス降車後、チェックイン支援及び出発ゲートまでの随行。  
(日本出発時) 羽田空港到着後、リムジンバスに乗車するまでの随行と、成田空港でリムジンバス降車後、チェックイン支援及び出発ゲートまでの随行。

#### (5) 広島市内到着及び出発時の案内(国内外人高校生含む)

- (広島到着時) 広島バスセンター及び広島駅にスタッフを配置し、参加者等が到着後、宿泊先まで参加者に随行すること。  
(広島出発時) 宿泊先から広島バスセンター及び広島駅まで、参加者等に随行すること。

#### (6) 海外旅行保険について

海外高校生のために、外国人の来日旅行に対応でき、次の①及び②の要件を満たす海外旅行保険を手配すること。また、海外高校生の出発前に、英語で記載した保険内容を電子メール等で参加者に伝達すること。

##### ①保険金額の下限(一人当たり)

傷害死亡・後遺障害 500万円	治療・救援費用 1000万円	賠償責任 5000万円
疾病死亡 500万円	携行品損害 10万円	

##### ②保険期間は、海外高校生の出国日から帰国日まで。

#### (7) 参加者の確定時期

6月上旬から7月中旬にかけて順次確定する予定である。参加が確定した者から順次、海外高校生参加者リスト、国内外人高校生参加者リストを送付するので、手配を開始すること。

### 4 実施報告書の提出

上記業務についての実績(航空券等や海外旅行保険の手配及び参加者への送付、情報提供の内容、日本国内空港や広島市内における参加者への乗換案内等の状況)を取りまとめ、実施報告書を提出すること。

### 5 再委託の制限

受注者は、業務の一部あるいは全部を第三者に委託することができない。

### 6 留意事項

#### (1) 守秘義務

受注者は、契約の履行にあたり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

#### (2) 個人情報保護

発注者から通知する参加者の個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」の他、以下の事項を順守すること。

- ①個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記

録すること。

- ②個人情報の記録、運搬等にあたっては、盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- ③個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合、または発生する恐れがあることを知った場合には、速やかに発注者に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

## 7 その他

- 受注者は、発注者と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となった場合には、これを申し出るものとする。
- 業務遂行に必要な資料で、発注者が所有しているものは貸与するものとする。
- 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は発注者に帰属するものとする。
- 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議した上で業務を遂行するものとする。